

別記第5号様式（第7条関係）

第25-1号

一般廃棄物処分業許可証

住所 熊本市中央区水前寺3丁目3番25号

氏名 河津造園株式会社

代表取締役 先崎 尚祐

事業所の所在地	益城町小谷字戸次道1323番地5
事業所の名称	河津造園 株式会社
一般廃棄物の種類	木くず（草木を含む）
許可期間	令和7年（2025年）4月 1日から 令和9年（2027年）3月31日まで
事業に供するすべての施設	木くずの破砕選別施設 施設の処理能力 （固定式：148t/日「8h」） （固化式：80t/日「8h」） （移動式：456t/日「8h」）
許可条件	裏面のとおり

令和7年2月26日付け申請の一般廃棄物処分業については、益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条第2項の規定により許可します。

令和7年（2025年）4月1日

益城町長 西村 博 則



(裏面)

- 1 施設の処理能力 固定式：148 t/日（8 h）
 固化式： 80 t/日（8 h）
 移動式：456 t/日（8 h）
- 2 許可業者は、下記の各号に該当する行為を行わないこと。
 - (1) 関係法令に違反する行為
 - (2) 一般廃棄物処分に際し不当の料金又は金品を要求すること
 - (3) 住民に著しく迷惑をかける行為

注意事項

- 1 この証は、他人に譲渡又は貸与しないこと。
- 2 この証の有効期間が満了し又は営業の許可が取り消されたときは、すみやかに返納すること。
- 3 営業を十日以上休止しようとするときは、休止の日前十五日までに、又廃止しようとするときは廃止の日前三十日までに許可証を添えて届け出る
こと。